

2014年度第1回 開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業 Q & A

質問受付締切：9月25日（木）午後5時まで

通番	該当資料	該当頁	該当項目	質問	回答
1	Q&A(よくあるご質問と回答)	NO. 37	事業内容	対象となる政府機関について、弊社が現在検討している相手先機関は、ミャンマー民間企業とミャンマー政府省庁の合併会社による施設となります。 ①民間、省庁の合併による組織、施設も対象となりますか。 ②対象となる場合、政府側の出資率の限度などはありますか。(政府側が～%以上出資していないとNGといった規定はありますか。)	本事業の主対象は政府関係機関であり、政府出資の合併会社を実施機関とするご提案は対象外となります。 但し、貴提案事業分野に影響を持つ政府関係機関(例：当該合併会社の出資元の政府関係機関)を本事業の実施機関と位置づけ、同機関の主体的な参画が確保されると共に、当該実施機関が認める限りにおいては、ご指摘の合併会社の施設を本事業の活動サイトとして位置づけることは可能です。 この際、本事業予算で調達した資機材の最終的な引き渡し先は実施機関となる必要がある点にご留意ください。
2	経理処理ガイドライン	P. 5	表1のⅡ.1.	本項目機材購入・輸送費につき貴機構負担可否の記載がない。一方、同p10のⅡ.1)以下、募集要項p16-17第5には負担出来る旨表含め記載がある。負担可で良いのか。	可能です。経理処理ガイドラインのp5の表1【費目と分担】では1. 機材購入・輸送費について負担の可否について記載がありませんが、正しくは●になります。お詫びして訂正させていただきます。
3	募集要項	P. 5	第3の(3)のⅡ-2	全省庁統一資格を有さない場合で、同審査資格結果通知書を有する場合の規定があるが、統一資格を有する場合の基準時は公示日とされる(p2 第2の2の(1)イ①)が、通知書の場合の基準時記載がない。企画書提出日と公示日の間の日付の通知書で良いか。	ご質問が全省庁統一資格を有さない場合で弊機構の資格審査を有する場合として、回答いたします。企画書提出日に弊機構の競争参加有資格者であれば、参加資格の要件を満たします。資格がない場合は競争参加資格を申請願います。
4	その他		応募手続き	9/4開催説明会に欠席したが、その場合の応募に特に必要な他手続きはあるか。	ございません。
5	募集要項	P. 17	国立公務員への支払について	現地での研修を行う際に使用するコンテンツの作成には、専門知識と経験を必要とするため、現地の国立大学教員等に一部協力依頼しようと考えていますが、国家公務員に対する報酬の支払いにおいて問題が生ずることがありますでしょうか。 また、コンテンツ作成に関する翻訳や監修については、直接人件費(外部人材)、もしくは現地雇人費になるのでしょうか。	相手国の公務員に対する支払は、原則対象外となります。但し、法律や組織上規定等を通じ、当該機関ないしは当該機関職員が外部からの収入を得ることを許可されている場合は対象とすることが可能です。 コンテンツ作成に関する翻訳や監修については、現地雇人費、ないしは、コンサルタント等の専門性の高い現地人材を活用する必要がある場合は直接人件費(外部人材)として計上することも可能ですが、最終的には仮採択後の契約交渉にて確認させていただきます。
6	経理処理ガイドライン	P. 5	Ⅱ直接経費 2. 2) 日当・宿泊料	事業提案者の業務従事者の中には、事業を推進するのに必要な事業提案者のグループ会社社員を含むことができるのか。	できません。グループ会社も共同企業体として提案すれば、グループ会社社員を業務従事者とすることができます。
7	経理処理ガイドライン	P. 5	Ⅱ直接経費 3. 現地活動費3) 現地交通費	現地での交通費支払の対象は、事業提案者の業務従業者、外部人材、事業を推進するのに必要な事業提案者のグループ会社社員が当てはまるのか。	業務従事者、外部人材は適用されます。グループ会社社員は業務従事者、外部人材ではないため、支給対象にはなりません。
8	その他			弊社の著作物を現地語化し、セミナー等の現地教育に使用予定であるが、現地語化した著作物の著作権所有者は、弊社で良いのか。それともJICAのものとなるのか。	弊機構に著作権が移ることはありません。
9	その他			現地のIT協会と連携し、講師を日本から招聘し、セミナーの開催を予定している。そのセミナーを開催する場合に、現地IT協会の会員企業から会費を徴収することは可能なのか。それとも全くの無償にてのセミナーでなければいけないのか。	本事業はセミナーでの必要な経費や外部人材費を計上できますので、有償セミナーは不可とします。

2014年度第1回 開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業 Q & A

質問受付締切：9月25日（木）午後5時まで

通番	該当資料	該当頁	該当項目	質問	回答
10	経理処理ガイドライン	P. 14	現地活動費－現地再委託費	現地でセミナーを開催する際のセミナー運営等のロジに関しては、業務説明会の質疑応答において、現地コンサル等に再委託すれば、その費用は現地普及促進費のなかの再委託費として計上が認められるとの説明があったが、そこには現地関係機関等との連絡調整といったロジ業務のほか、会場費（ホテル等の場所代）や同時通訳のための機材費等が含まれるのか。もし可能であるとした場合、これに現地セミナーでの説明資料のベトナム語への翻訳やコピー等を一括して再委託することは可能か。	現地活動に必要な費用は、原則、現地備人費・車両関係費・現地交通費を除いては管理費の中で対応していただきます。ただし、資料関連経費を含め、管理費の中では対応が困難であるものの、事業実施上必要不可欠な活動であって、再委託とすることが妥当であると弊機構が判断する費用については認めます。事業提案者は、その趣旨を踏まえて提案および計上をしてください。契約交渉において確認させていただきます。
11	経理処理ガイドライン	P. 11	II.直接経費 1)機材購入・輸送費 工)現地における組立・据付・製造等や試運転に係る経費 P11:1行目～5行目	P11の2行目～3行目：「事業提案者等の雇用する技術者の派遣等も、妥当性が認められれば「原価」に含めることができます。」→妥当性の判断基準をご教示下さい。当社技術者を派遣する場合、根拠資料としてどのような情報の提示が必要でしょうか。例えば、機器の上に専門アプリケーションを載せて試運転（機器との連携検証・システム検証等）を行う場合に、当社専門技術者の派遣が必要ですが、この場合は妥当と認められますか。	業務内容等の詳細を書面等でご説明いただき、技術者の派遣が、機材の製造・組立の一部として必要不可欠であり、かつ、業務従事者が対応できないことを、契約交渉において確認させていただきます。例示の場合には、機器がどのようなものであるのか、専門アプリケーション搭載が本事業に必須であるのか、技術者派遣が専門アプリケーション搭載に必要不可欠であるか、等をプロポーザルの記載や、その後の交渉を通じて確認させていただきます。
12	経理処理ガイドライン	P. 11	II.直接経費 1)機材購入・輸送費 オ)現地工事費[輸送料・保険料・通関手数料]	「輸送費は日本と海外の間だけでなく、日本国内及び現地国内での輸送費も含まれます。」→モノを第三国から調達して現地へ搬入する場合の、海外と海外間の輸送費も含まれますでしょうか。	第3国から調達されることについて、その必要性、妥当性等を確認させて頂き、認められれば計上することが可能です。
13	経理処理ガイドライン	P. 11	II.直接経費 1)機材購入・輸送費 オ)現地工事費	オ)「現地工事費」4行目に、「その見積に当たっては、業務内容・仕様等を提示した上で、該当業者等2者以上から取得して下さい」とありますが、同資料P3(3)の9行目に、「見積取得業者等をあらかじめ1者のみ特定する必要がある場合は、その理由や価格の妥当性について、事業提案者等による説明書を作成願います。」と記載があります。→現地工事の作業に関しても、上記のとおり「1者選出の妥当性」が認められれば、1者からの見積のみでも可能でしょうか。また、「妥当性」の判断の為に、どのような情報の提示が必要でしょうか。	妥当性が確認できれば、可能です。妥当性の確認には、主に①現地工事の具体的な業務内容、②①業務をなせる者が複数者いないことの確認、等を書面等により、させていただきます。公金を使用する業務となるため、「特命的に1者とすることが、納税者から十分な納得を得られる説明内容となっているか」、という観点からご検討ください。詳細は契約交渉にて確認させていただきます。
14	経理処理ガイドライン	P. 10	II.直接経費 1)機材購入・輸送費	「機材」の定義ですが、ハードウェアやネットワーク機器の他、左記機器と連携するソフトウェアやミドルウェア、パッケージ製品も一式含まれるという解釈で宜しいでしょうか。	含まれます。
15	その他			外部人材が現地へ渡航時、その日当・宿泊費の一部について先方機関より還付金、補助金等が発生する可能性がある場合の対応について。	そのようなケースが発生する可能性がある場合には仮採択後、契約交渉時に個別にご相談をお願いします。今回提出頂く見積についてはガイドラインに記載する日当・宿泊料の定額を計上ください。尚、先方機関の負担額が明らかな場合には、今回提出いただく見積からあらかじめ除いてください。
16	様式6 企画書	別添2-1	業務従事者名簿	業務主任者以外の業務従事者について、契約開始または案件実施中に新規追加または変更を行うことは可能でしょうか。また、可能な場合、変更に関して条件等はありませんでしょうか。	追加、変更は可能です。交代の業務従事者は前任者と同等以上の能力、専門性があるか、業務全体として適切な履行が確保できるかなどを検討して判断いたします。
17	様式6 企画書	別添2-1	業務従事者名簿	外部人材の登用について、スコープまでは決めておいて、それを委託する会社および業務従事者を応募の段階で確定していなくても問題ありませんでしょうか。	ご照会の形で応募頂くことは可能ですが、弊機構との業務契約締結後、事業提案者と外部人材所属先法人ないしは外部人材個人との間の契約書(写)を弊機構に提出頂くことになる点にご留意下さい。
18	様式6 企画書	別添3	要員計画	現地に出張する回数、出張メンバーについては、契約開始時から諸事情により変更があった場合に、契約金額の範囲内で変更可能でしょうか。	妥当な理由であることが確認できる限り、可能です。

2014年度第1回 開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業 Q & A

質問受付締切：9月25日（木）午後5時まで

通番	該当資料	該当頁	該当項目	質問	回答
19	募集要項	P. 2、5	第2 2 (2) ア 第3 2 (3) 【Ⅲ. 共同企業体を結成する場合】	共同企業体を結成する場合は、様式不問の共同企業体結成届を作成し、企画書に添付する必要があるとのことですが、参考となるような書式例または記述例がありましたら、ご教示いただけますでしょうか。	他事業における参考例は下記のとおりです。 <a href="http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/pdf/prop_jv.pdf">http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/pdf/prop_jv.pdf</a>
20	募集要項 第3-4-注) ②	P. 6	医療行為の扱い	(手術機器の普及・販促を計画している) 現地指導に於いて、専門家(医師)による模範手術が一般的に行われているが、本事業では、相手国施設の医療行為許可、もしくは相手国の臨時医師免許等を保有している場合も、実施できないか。	当機構から事前了解を得た場合には可とします。
21	募集要項 第5	P. 19	本事業費用負担区分	医療技術指導に於いて、専門家(医師)に技術指導を再委託する計画である。これに関わる再委託費用は、業務委託契約に基づき一括(派遣航空費、宿泊費、専門家報酬等)で処理が可能か。*分割は可能であるが、搭乗クラス、宿泊費、専門家報酬(人件費)などの基準が、当事業規定と異なる。	前金払または部分払は一連の業務の経費全体を進捗に応じて、支払われます。再委託費を経費の一部として分けて支払うことはできません。
22	募集要項 第5	P. 19	本事業費用負担区分	前述の質問が不可で、再委託する専門家費用につき、経費処理ガイドライン通りの処理が必要な場合、請求上限を超える部分については事業主の負担とすることは良いか。	可能です。
23	様式6	P. 3	1. (2). ウ. (オ) 投資計画、資金計画	本項目については、ビジネス、つまり本普及推進事業後のビジネス展開における投資計画、資金計画についての記載となり、本事業における必要資金等は含まない、との理解でよろしいでしょうか。	本事業費は含まずに記載ください。
24	様式6	別添資料1	活動種別	活動種別については、本邦受入か現地活動かのどちらかのみを記入する形で良いか。または、具体的な活動名称を記入する必要があるかどうか。	記入例のように「第●回●●活動」のような形で本邦受入か現地活動のどちらかを記入ください。具体的な内容は「活動の目的と概要」に記入ください。
25	様式6	別添資料1	該当部分全般	26年12月の仮採択後、27年1月の相手国政府からの同意取り付けにおいて現地への訪問が必要になると仮定した場合、この訪問も活動計画表に予定として組み込む必要があるかどうか。組み込む場合、その際の渡航費等も予算に見積もる事は可能か。	同意取り付けの費用は計上できません。契約締結後の活動のみ計上できます。
26	経理処理ガイドライン	P. 12、13	航空賃、日当・宿泊料	A国での事業を検討しているが、B国での機材生産を行っている場合、A国での本事業に関する業務での訪問途中にB国に立ち寄った場合、B国滞在中の日当・宿泊料等は旅費として本事業における精算対象となりますでしょうか。また、B国滞在中の日当・宿泊料等が精算対象とならない場合であっても、業務を進めるためにB国への滞在が必要な場合、B国経由での航空券運賃は全額精算対象となりますでしょうか。	事業実施国がA国、機材生産国がB国である場合、B国における業務内容が本事業として必要不可欠であるとの合意に至れば、B国滞在中の日当・宿泊料、B国経由での航空賃を契約金額に含めることは可能です。
27	様式6	P. 12	(1)	本事業と関連する事業、とは具体的にはどのような事業になりますでしょうか。	JICA事業の実績や類似分野での他機関の補助事業などございましたら、記入ください。
28	資格審査申請書 (様式8)	2/2	4. 添付書類	添付書類の財務諸表のうち、貸借対照表及び損益計算書については当社自身のもので作成しており提出可能ですが、キャッシュフロー計算書については有価証券提出会社となる連結親会社にて作成したもののみを作成しております。この場合、キャッシュフロー計算書については親会社のもので宜しいでしょうか。	やむを得ない場合は貸借対照表及び損益計算書のみで提出ください。財務状況について追加で質問する場合がございます。
29	その他			現在、すでに相手国担当大臣との話で、当方の開発機材の実地試験を、実際の使用環境において実施する事になっており、その為の準備中です。実施試験期間は1か月程度なので、貴機構の「民間技術普及促進事業—2014年度 第一回公示」の審査の結果と契約の前に、試験結果が出てしまいます。この案件も事業の対象になるのでしょうか。	対象となります。審査の過程で現況を確認することはございます。

2014年度第1回 開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業 Q & A

質問受付締切：9月25日（木）午後5時まで

通番	該当資料	該当頁	該当項目	質問	回答
30	経理処理ガイドライン			準備のための国内活動費(旅費、宿泊費)等も、対象経費となりますか。	対象外です。
31	経理処理ガイドライン			外部人件費の中で、相手国(特に政府関係)の人脈に繋いで頂いた方の人件費は、対象になりますか。	ご提案の事業内容の中で、当該人材が本事業の技術・分野課題・対象国・ビジネス展開等にかかる知見を持つ、あるいは報告書作成や経理精算報告等の品質の確保や円滑な作業のために、「外部人材」としての計上が適当として判断された場合には、「外部人材」としての直接人件費の計上が可能です。
32	募集要項、ホームページなど		提出締切期限	募集要項などでは2014年10月2日(木)正午必着とあるが、ホームページでは17時必着と記載されている。どちらが正しいのか。	募集要項の通り、2014年10月2日(木)正午が締切となります。ホームページの記載について、お詫びして訂正いたします。
33	その他			今回、相手国政府より、実施試験に対して援助金が出ますが、貴機構と分担分けを考えており、現地試験の為の費用(現地荷受け、運搬、設置等)に相手国からの援助金を充当しようと思っておりますが、この分担分けは可能ですか。	可能です。ただし、相手国政府負担分とJICA契約分の支出対象は明確に分けて実施する必要があります(例:試験は相手国と企業の負担で行い、本邦受入活動及び試験以外の現地活動をJICA契約分で行うなど)。なお、本事業は経費の一部を国などが補助する補助金制度とは、性格が異なるため、上限金額内において、必要な諸活動に係る費用が、バランスよく計上されていることが望まれます。
34	Q&A(よくあるご質問と回答)	P. 6	NO. 57、58	教育のために作成するコンテンツは、ソフトウェアと同様の扱いになると解釈してよろしいでしょうか。コンテンツは日本あるいは現地の有識者に執筆をお願いし、知的財産権は、執筆者あるいは弊社にあります。	同様の扱いとなります。
35	募集要項	P. 17	②機材購入・輸送費	現地作業にて使用する資機材に関しては、本事業実施後に相手国実施機関に譲与を行う旨の記載があるが、相手国実施機関が政府系機関でなくても譲与は可能か。	譲与先は政府関係機関のみとなります。
36	経費処理ガイドライン	P10, 11	原価の考え方	将来事業化した際の保守対応の観点で、自社製品を現地法人経由で調達したいと考えています。現地法人での仕入価格は親会社の製造原価とは異なり、また、製造原価の証明が難しいこともあり、代替手段として現地法人の仕入価格と財務諸表上の営業利益率を乗算した値を取引価格より減算することにより、当該製品の原価として認めて頂くことは可能でしょうか。	どのような原価計算の方法をとるかは、提案者の考え方に基づいて作成して頂いて結構です。その考え方及び計算の妥当性と根拠資料について、契約交渉において確認させて頂きます。
37	経費処理ガイドライン		手配について	同じく今後事業化を想定し保守の観点から、今回事業を共同で対応予定の現地法人に、他社製の現地調達品の手配を委託したいと考えておりますが、可能でしょうか。	原則として受注者(共同企業体の場合は構成員を含む)により、本事業に係る調達等が実施されることを想定していますが、現地法人による調達に明らかな便益がある等、本事業における必要性等が企画書や契約交渉にて確認できる場合には、認めることがあります。